

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 9 号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 6 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号の表 1 の項中「第 1 0 5 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンションに係るマンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」を、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。